

令和6年度第2回大阪府医療対策協議会 議事概要

日時：令和6年9月4日（水曜日）

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター） 5階 大会議室2

1. 議題

(1) 臨床研修について

① 【資料1】臨床研修医募集定員の決定方法について（令和8年度研修開始分）

【論点】

○広域連携型プログラム募集定員（募集定員上限の5%）の配分方法について

プログラム作成対象病院の募集基準について、府内全体の定員枠数の確保に向け、枠数を全て埋めることを最優先とし、最もプログラムの作成を見込める案3を採用してはどうか。

（参考）臨床研修病院あてアンケート調査結果（令和6年5月実施）：広域連携型プログラム32枠（※1）に対し、設置希望回答13枠（7病院）

案	プログラム作成対象病院の募集基準	メリット	デメリット	デメリットへの対応
1	国の考え方（※2）を踏襲：募集定員20名程度又はそれ以上の大学病院等	・通常プログラムと広域連携型プログラム双方の安定的な実施が可能と予測	・府全体の定員枠数に達しない可能性が最も高い（※3）	・定員枠数を埋めきりよう、病院に働きかけを行う（実現可能性は不明）
2	大阪府独自の基準を設定：募集定員4～6名程度以上の病院	・国の考え方に沿った病院の選定と定員枠数確保の両方を考慮した選定が可能	・府全体の定員枠数に達しない可能性がある	・定員枠数を埋めきりよう、病院に働きかけを行う（実現可能性は不明）
3	基準は特に設けない：全病院	・府全体の定員枠数に達する可能性が最も高い	・プログラムの設置希望が多く、定員配分できないプログラムが生じる可能性がある ・通常プログラムと広域連携型プログラムの双方の安定的な実施に懸念	・定員配分できない可能性を織り込んでプログラムを作成してもらう。 ・上限を超えた場合、指導体制等を審査のうえ選定を行う

※1 令和7年度研修開始分の募集定員上限：636人（募集定員上限の5%≒32人）

※2 国の考え方（双方のプログラムを安定的に実施できる研修体制の構築）（これを踏まえ、都道府県が連携元病院を選定する）

○医師多数県の連携元病院が通常のプログラムと広域連携型プログラムの双方を安定的に実施できる研修体制を有しつつ（目安として研修医募集定員が20名程度又はそれ以上）、研修医は、大学病院等の連携元病院で専門分化した医療を学びながら医師少数県等の連携先病院で地域における研修の機会を持つような場合、本プログラムの趣旨を踏まえると実施する意義が大きく、このような場合に該当する病院が本プログラムを積極的に実施する必要がある。

○上記に限らず、本プログラムの実施を希望する連携元病院があれば、実施する上での指導体制等が充実していることを確認しつつ連携元病院となることを妨げない。

※3 経過措置のため、令和9年度の都道府県の募集定員上限については、各病院に募集定員を配りきれなかった場合でも、各病院に募集定員を配りきったものとして算定する。

【意見概要】

○広域連携型プログラムにおいて、国主導のプログラム作成支援や、金銭的な補助等、研修医の待遇面の整備がなければ、プログラムを運営することは困難。

○臨床研修医を数合わせのためだけに医師少数県に派遣する制度自体に甚だ疑問を感じる。

【結論】

○府案3のとおり進めることについて了承。

② 【資料1】臨床研修医募集定員の決定方法について（令和8年度研修開始分）

【論点】

○広域連携型プログラム募集定員（募集定員上限の5%）の配分方法について

各病院から府全体の定員上限を超える希望があった場合、以下の審査項目を参考に選定のうえ配分してはどうか。

- ・専門研修の特別地域連携プログラムの設置や採用実績等（医師少数県にある医療機関との連携実績を考慮）
- ・一般プログラムの定員に対する広域連携型プログラムの希望定員の比率（安定的に実施できる研修環境として国の考え方を考慮）
（各病院からの希望数に応じて、病院毎の定員上限を設けることを検討）
- ・一般プログラムの調査票（派遣元病院の研修環境を考慮 ex: 指導体制、研修環境等の内容）

※各病院からの希望が府全体の希望が府全体の定員上限を下回った場合は再募集を行う。

【意見概要】

○特に意見なし。

【結論】

○府案のとおり進めることについて了承。

(2) 専門研修について

【資料 2 - 2】令和 7 年度専門医制度案に関する国への回答案について

【論点】

○令和 7 年度専門医制度案について、国への回答案を作成したのでご意見をいただきたい。

【意見概要】

○国へ大阪府の意見を反映してもらおう、働きかけをお願いする。

【結論】

○上記意見を踏まえ、国に回答書を提出することについて了承。